

一九五四年四月十日
第三種郵便物認可 (週二回発行、金)

公報

第五十六号
一九五六年
七月十三日

主要目次

○行政事務部局組織法の一部を改正する立法	1
○風俗営業取締法施行規則の一部を改正する規則	1
○児童福祉施設最低基準	2
○特別返信切手券の発行	11
○建築主事の確認を受けなければならぬ地域の指定	11

立法

立法院の議決した行政事務部局組織法の一部を改正する立法に署名し、ここに公布する。

一九五六年七月十三日

行政主席 比嘉 秀平

立法第十六号

行政事務部局組織法の一部を改正する立法

行政事務部局組織法(一九五三年立法第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号(一)の次に次のように加える。

(一)の二 都市計画に関すること。

第三条第九号(六)を同号(七)とし、同号(五)の次に次のように加える。

(六) 米国軍隊に雇用される者の雇用手続事務に関すること。

別表第三工務交通局の項中「七 無線電報局」の次に「八 電報電話局」を加え、法務局の項中「五 戸籍事務所」の次に「六 軍用地関係事務所」を加え、労働局の項中「二 公共職業安定所」の次に「三 雇用手続事務所」を加える。

この立法は、公布の日から施行する。

規則

規則第七十四号

風俗営業取締法施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

一九五六年七月十三日

行政主席 比嘉 秀平

風俗営業取締法施行規則の一部を改正する規則

風俗営業取締法施行規則(一九五五年規則第九十七号)の一部を次のとおり改める。

第一条第一号中「ハ 小料理店」を次のとおり改める。

ハ 小料理店

和風洋風の設備を問わず客席で婦女が接待をして単に客に飲食をさせるもの

第一条第二号を次のとおり改める。

二 第二号に属するもの

イ キヤバレー

飲食設備を併置して客にダンスをさせるもの

ロ ダンスホール

飲食設備を併置しないで、客にダンスをさせるもの

ハ ダンス教授所

ダンス教師の指導により客にダンスをさせるもの

ダンス教師とは、警察隊長が

風俗保持上支障がないと認める機関に登録されたものをいう。

第四条の次に、次の一条を加える。

(許可更新の手続)

第四条の二 法第二条第三項の規定による更新をうけようとする者は、有効期間満了の二十日前までに、次の事項をそなえた申請書に許可証を添えて所轄警察署長へ提出しなければならない。

ならない。

一 営業種別

二 許可年月日及び許可番号

三 営業者住所氏名(法人の場合はその名称、事務所所在地及び代表者の住所氏名)

第十条「第三号」を「第二号」に改める。

第十一条中「但書」を削る。

第十四条第三号中「キヤバレー」の次に、「及びダンスホール」を加える。

第十五条第五号を次のとおり改める。

五 第一条第一号及び第三号に属する営業においては、バンド又はホールの設備をしないこと。但し、

ダンス教授所においてはバンドの設備をしてはならない。

第十五条第八号及び第九号中「キヤバレー」の次に、「及びダンスホール」を加える。

第二十一条第一号中「但書」を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 ダンスホールにおいては、前条の規定によるほか、次の各号を遵守しなければならない。

一 ダンス教授所類似行為をしてはならない。

二 営業所において客に飲食させないこと。但し、湯茶の類は、この限りでない。

第二十三条の次に、次の一条を加える

る。

第二十四条 法第二条の二(許可手数料、更新手数料)の規定による手数料の額を左のとおり定める。

- 一 許可手数料
- イ 料 亭 三百円
- ロ カフェー 三百円
- ハ 小料理店 百五十円
- ニ キヤバレー 三百円
- ホ ダンスホール 百五十円
- ヘ ダンス教授所 百五十円
- ト 遊技場 百五十円
- チ 遊戯所 百五十円

二 更新手数料 百円

2 前項の手数料は、別記様式第二号の納付書に、その金額に相当する収入印紙を貼付して納付するものとする。

附則第九項中「第十九条」を「第十八条」に改める。

「別記様式(第二十条の規定によるもの)」を「別記様式第一号(第十九条の規定によるもの)」に改め、同様の次に次のとおり加える。

別記様式第二号(第二十四条第二項の規定によるもの)

納 付 書

印紙 ○○○○手数料を納付します。

年 月 日

何

某印

行政 主 席 殿

附 則

この規則は、公布の日から施行し、一九五六年六月二十二日から適用する。

規則第七十五号

児童福祉法(一九五三年立法第六十一号)第五十条の規定に基づき、児童福祉施設最低基準を次のとおり定める。

一九五六年七月十三日

行政 主 席 比 嘉 秀 平

児童福祉施設最低基準

第一章 総 則

(この規則の趣旨)

第一条 児童福祉法(以下「法」といふ。)第五十条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準(以下「最低基準」といふ。)

はこの規則の定めるところによる。

(最低基準の目的)

第二条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、必身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 行政 主 席 は、中央児童福祉審議会の意見を聞き、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第四条 児童福祉施設は、最低基準をこえて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。最低基準をこえて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(最低基準実施の監督)

第五条 行政 主 席 は、その指定する職員をして六ヶ月に少くとも一回は、政府又は政府以外の設置する児童福祉施設が最低基準を遵守しているか否かを实地につき検査させなければならない。

2 前項の規定により行方検査に基づき、行政 主 席 は、児童福祉施設について、その設備及び運営が最低基準

に達していると認めるときは、当該児童福祉施設に対し、その旨を記載した別表第一号様式による説明書を与えなければならない。

3 前項の説明書は、次の検査の日までこれを有効とする。

4 児童福祉施設においては、第二項の説明書を見やすい場所に掲示しなければならない。

(児童福祉施設の構造設備の一般原則)

第六条 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第七条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口、その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、その地区消防隊又は警察署員の指導を受けて、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少くとも毎月一回は、これを行わなければならない。(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第八条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練

を受け、かつ、この規則又はその他の法令で資格を定めた職員以外の職員についても適当な資格を有する者でなければならない。

2 政府又は市町村の設置する児童福祉施設の長は、児童福祉事業に二年以上従事したものであつて、児童福祉施設を適切に運営する能力を有する者でなければならない。

3 あらたに児童福祉事業に従事しようとするものであつて、前項の児童福祉施設の職員とならうとする者は、原則として満四十五才に満たない者でなければならない。

4 第二項の児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員の停年は、満六十才とする。

(異つた児童福祉施設を附置するときの設備及び職員の基本)

第九條 一の種類の児童福祉施設は、附近に適当な施設がない等、必要があるときは、他の種類の児童福祉施設を附置することができる。

2 前項の場合においては、必要に応じ主たる児童福祉施設の設備及び職員の一部をこれに附置する児童福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。但し、入所している者の居室及び各児童福祉施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第十條 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱をしてはならない。

(設備及び備品の清潔並びに入浴)

第十一條 児童福祉施設に入所している者の使用する食器、寝具、衣類、居室、便所等については次の各号によらなければならない。

一、食器は、使用後は石けんでよく洗い熱湯にて消毒すること。この場合なるべく布きんを使わないで乾かすこと。

二、寝具は、少くとも一週間に一回は、これを日光にさらし、その枕及びえり部を覆うための布並びに敷布は、ときどきこれを洗い、常にその清潔を保つこと。

三、衣類は、常にその清潔を保ち、必要な補修を加へること。

四、便所は、毎日これを清掃し、かつ、少くとも二週間に一回は、これに消毒剤を散布すること。

2 児童福祉施設(助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、虚弱児施設及び肢体不自由施設を除く。)においては、少くとも一週間に一回は、児童を入浴させなければならない。

(入所している者の食事)

第十二條 児童福祉施設において、入所している者に給食するとき、地区保健所の指導を受けて、その食品はできる限り、変化に富み、入所し

ている者の健全な発育を図るように工夫しなければならない。

2 児童福祉施設において、使用する水は、飲料に適する水でなければならない。

3 児童福祉施設の長は、少くとも一年に二回(出水等により必要があるときは、そのつ度)水道以外の飲用に供する水の水質検査を受け、水質検査を行った者の証明した検査票を見やすい場所に掲示しておかなければならない。

4 前項の水質検査は、政府又は市町村の設置する衛生試験を行う施設において、気温、水温、外観、臭気、硝酸酸、アンモニア、過マンガンIIカリウム消費量、硬度、蒸発残留物及び細菌しゆう落致につき、これを行うものとする。

5 児童福祉施設(児童厚生施設を除く。)においては、食糧を貯蔵する設備を設け、これを清潔かつ安全に管理しなければならない。

6 児童福祉施設において、食事を調理するに当つては、身体を清潔にすることはもとより、必要に応じ手指等を消毒しなければならない。伝染性疾患、化のう性創傷等を有する者は食事の調理に当つてはならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第十三條 児童福祉施設(児童厚生施設を除く。)の長は、入所した時及び少くとも一回は入所した者に対し、学校身体検査の規定に準じ健康

診断を行わなければならない。

2 前項の外、児童福祉施設(児童厚生施設を除く。)の長は、必要に応じ、梅毒反応検査及びふん尿検査を行わなければならない。

3 前二項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を入所した者の健康を記録する別表第二号様式に記入するとともに、必要に応じ入所の措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを児童福祉施設(児童厚生施設を除く。)の長に勧告しなければならない。

4 前三項の規定は、児童福祉施設の職員に準用する。入所している者の食事を調理する者は、少くとも一年に二回健康診断を受けなければならない。

(児童を退所させるときの注意)

第十四條 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)の長は、児童を退所させるに当つては、必要に応じ次の各号の措置をとらなければならない。

一 保護者のある者については、あらかじめ保護者に連絡すること。

二 退所させるときは満十八才をこえる者については、退所後その者が居住する地区の福祉事務所に連絡すること。

三 退所させるときは満十八才に満たない者については、法第二十六条第一項第四号に規定する措置の変更に必要な手続をとること。

(児童福祉施設内部の規定)

第十五条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する者の定員に関する事項
二 入所する者の種類に関する事項
三 日課、年間の行事等に関する事項

四 退所させるべき事由に関する事項

五 入所させる者又はその扶養義務者の負担すべき費用に関する事項

2 法第三十八条第二項の規定により設置した児童福祉施設の管理者が、前項第五号の入所する者又はその扶養義務者の負担すべき費用に関し設ける規定は、行政主席の認可を受けなければならない。

(児童福祉施設に備える帳簿)

第十六条 児童福祉施設には、日々の運営及びその財産に影響を及ぼすべき一切の事項を明らかにするため、設置者、管理者、職員の名、年齢及び履歴を明らかにする帳簿、口誌、財産の状況を明らかにする帳簿並びに収支の状況を明らかにする帳簿を備えなければならない。

2 私人の設置する児童福祉施設の財産の状況を明らかにする帳簿及び収入の状況を明らかにする帳簿には、当該児童福祉施設のための財産及び収支を、その他の財産及び収支と区別して記載しなければならない。(児童福祉施設に対する医療法の適用)

用

第十七条 児童福祉施設において、医師が医療を行う場所については、病院、診療所に関する法律(一九五一年琉球列島米国民政府布令第三四号)に関する規定による。

第二章 乳児院

(設備)

第十八条 乳児院には、乳児(法第四十条第二項の規定により養育する幼児を含む。本章において以下同じ。)の養育及び乳児院の事務執行に必要な設備を設けなければならない。(乳児院の定員)

第十九条 乳児院の収容人員は十人をこえてはならない。

(乳児院の設備の基準)

第二十条 乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 寝室、病室、ほふく室、日光浴室(ほふく室と兼ねることができ。)、調理室、洗たく室、乾燥場及び便所を設けること。
二 寝室の面積は、それぞれ乳児一人につき〇・五坪以上であること。
三 寝室、ほふく室、調理室、便所等の窓には、金網を張る等は、蚊等を防ぐ設備を設けること。(備える医療品等)

第二十一条 乳児院には、乳児の養育に必要な保育用具、医療器具、医薬品及びほうふ材料を備えなければならない。

(広 員)

第二十二条 乳児院には保母及び嘱託医を置かなければならない。

2 保母の数は乳児三人につき一人以上とする。但し、保母の数が二人以上の場合、その一人は看護婦をもつてこれに代えることができる。(養育の内容)

第二十三条 乳児院における養育の内容は、精神発達を観察及び指導、毎日定時に行う授乳、食事、おむつ交換、入浴、日光浴及び安静並びに毎週定期に行う身体測定の外、第十三条第一項に規定する健康診断その他これに準じ随時行い健康診断及び必要に応じ行い伝染病等の予防処置を含むものとする。

2 前項の健康診断をした医師は、その結果入所した者の健康を記録する表に記入しなければならない。(乳児の食事)

第二十四条 乳児院における乳児の栄養保育は、小児科医の指導を受けなければならない。(備える帳簿)

第二十五条 乳児院には、入所している乳児の家庭の状況及び入所中に行つた養育の経過を記録する帳簿、児童票及び別表第三号様式を備えなければならない。

第三章 保育所

(設備)

第二十六条 保育所には、乳児又は幼児の保育及び保育所の事務執行に必要な設備を設けなければならない。

第二十七条 乳児又は幼児を通じて三十人以上を入所させる保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二才に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室、又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき〇・五坪以上であること。
三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき一坪以上であること。
四 乳児室又はほふく室には、室内滑台、椅子、ぶらんこ、歩行器及び手押車を備えること。
五 満二才以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室又は屋外遊戯場(保育所の附近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。)、調理室及び便所を設けること。
六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき〇・五坪以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき一坪以上であること。
七 保育室又は遊戯室には、楽器、黒板、机、椅子、積木及び絵本を備えること。
八 保育室又は遊戯室はこれを一階に設けること。

<p>九 屋外遊戯場には、砂場、滑台及びぶらんこを設けること。</p> <p>十 第五号の便所の数は男子二十人以上、女子二十人以上につき一以上とする。</p>	<p>第二十八條 乳児又は幼児を通じて三十人未満を入所させる保育所には、必要に応じ前条に定める設備の一部を設けないことができる。 (備える医薬品等)</p> <p>第二十九條 保育所には、必要な医療器具、医薬品及び保う帯材料を備えなければならない。</p>	<p>(取 員)</p> <p>第三十條 保育所には、保母及び嘱託医を置かなければならない。</p> <p>2 保母の数は乳児又は満二才に満たない幼児おむね十人以上につき一人以上、満二才以上の幼児おむね三十人以上につき一人以上とする。但し、保育所一につき二人を下ることはできない。</p>	<p>(保育時間)</p> <p>第三十一條 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第三十二條 保育所における保育の内容は、健康状態の観察、個別検査、自由遊び及び午睡の外第十三条</p>	<p>第一項に規定する健康診断を含むものとする。</p> <p>2 健康状態の観察は、顔ぼう、体温、皮膚の異常の有無及び清潔状態につき毎日登所するときにこれを行う。</p> <p>3 個別検査は、清潔、外傷、服装等の異常の有無につき毎日退所するときこれを行う。</p> <p>4 健康状態の観察及び個別検査を行うときは、必要に応じ適当な措置をとらなければならない。</p> <p>5 自由遊びは、音楽、リズム、絵画、製作、お話、自然観察、社会観察、集団遊び等を含むものとする。 (保護者との連絡)</p>	<p>第三十三條 保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育方針、栄養状況等につきその保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 (備える帳簿)</p> <p>第三十四條 保育所には、入所中に行つた保育の経過を記録する帳簿(児童票及び別表第四号様式)を備えなければならない。</p> <p>(十五人未満を入所させる保育所)</p> <p>第三十五條 乳児又は幼児を通じて十五人未満を入所させる保育所は、この規則の精神を尊重して運営しなければならない。</p> <p>第四章 児童厚生施設 (設 備)</p>	<p>第三十六條 児童厚生施設には、児童の遊び及び児童厚生施設の事務執行に必要な設備を設けなければならない。 (設備の基準)</p> <p>第三十七條 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、ぶらんこ及び便所の外、必要に応じ砂場及び滑台を設けること。</p> <p>二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集會室、遊戯室、図書室及び便所の外、必要に応じ映写室(遊戯室その他大きな室と兼ねることができ)を設けること。</p>	<p>(取 員)</p> <p>第三十八條 児童厚生施設には、児童厚生員(児童厚生施設において児童の遊びを指導する者をいう。以下同じ。)を置かなければならない。</p> <p>2 児童厚生員は児童厚生事業に關し、特別の学識経験を有する者でなければならない。</p>	<p>(遊びの指導)</p> <p>第三十九條 児童厚生施設における遊びは、遊具による遊び、集団遊び、音楽、舞踊、読書、製作、お話、紙芝居、人形芝居、劇、映画、遠足、運動、キャンピング等のうち適当なものを選びこれを行うものとする。</p> <p>2 遊びの指導は、集団的及び個別的にこれを行い集団的に指導するとき、特にクラブ組織による指導を重</p>	<p>んじなければならない。</p> <p>第五章 養護施設 (設 備)</p> <p>第四十條 養護施設には、児童の日常生活、児童に対する生活指導及び職業指導並びに養護施設の事務執行に必要な設備を設けなければならない。 (設備の基準)</p> <p>第四十一條 養護施設の設備の基準は次のとおりとする。</p> <p>一 児童の居室、調理室、浴室及び便所を設けること。</p> <p>二 児童の居室の一室の定員は、これを十五人以下とし、その面積は一人につき〇・七五坪以上とする。</p> <p>三 便所の数は、男子十五人以上につき大便所及び小便所各一以上、女子十五人以上につき一以上とする。</p> <p>四 児童三十人以上を入所させる養護施設には、医務室及び静養室を設けること。</p> <p>五 入所している児童の年齢、個性及び能力等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。</p> <p>六 満十才以上の児童を入所させるとき、男子と女子の居室は、別にすること。</p>	<p>(備える医薬品)</p> <p>第四十二條 養護施設には、必要な医療器具、医薬品及び保う帯材料を備えなければならない。</p>	<p>(取 員)</p>
---	--	--	---	---	--	--	--	--	---	--	--	--------------

第四十三条

養護施設には、児童指導員(養護施設において児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)嘱託医、保母及び事務職員を置かなければならない。

2 職業指導を課する場合には、職業指導員を置かなければならない。

3 児童指導員及び保母の総数は、通じておおむね児童十人につき一人(ケースワーカーを含む)以上とする。

(児童指導員の資格)

第四十四条 児童指導員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 行政主席の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 大学の学部で、心理学、教育学又は社会学を修め学士と称することを得る者
- 三 琉球教育法(以下、「教育法」という。)の規定により高等学校を卒業した若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。)又は日本において文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、四年以上児童福祉事業に従事した者

四 教育法の規定により、小学校、中学校又は高等学校の教諭となる

資格を有する者であつて、行政主席が適当と認定した者
五 五年以上児童福祉事業に従事した者であつて、行政主席が適当と認定した者

(生活指導を行うに当つて遵守すべき事項)

第四十五条 養護施設における生活指導は、児童の自治を尊重して、児童が日常の起居の間に社会の健全な一員となるよう集団的及び個別的にこれを行わなければならない。

2 生活指導は、日々及び年間の実施計画に基き、特に児童が余暇において行う集団遊び、お話し、音楽、リズム、絵画、製作、運動、自然研究及び社会研究のうち、適当なものを選びこれを行うものとする。

(職業指導を行うに当つて遵守すべき事項)

第四十六条

教育法の規定による義務教育を終了した児童に対しては、その児童の性能に応じ、将来独立の生計を営むことができるよう理論及び実際につき、児童の自治を尊重して、集団的及び個別的に職業指導を行わなければならない。

2 職業指導は、当該養護施設の営利を目的としてこれを行つてはならない。

3 養護施設内において行う職業指導には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 一日につき七時間、一週間につき

き四十二時間をこえないこと。
二 継続して二時間以上行わないこと。
三 午後六時から午前六時までの間において児童に対して実習作業を行い、又は児童に危険有害な実習作業若しくは重量物を取り扱う実習作業を行わないこと。

四 前各号に掲げるものの外、児童に大きな精神的又は肉体的苦痛を与える実習作業を行わないこと。

4 養護施設の長は、必要に応じ当該養護施設以外の事業場等に委託して児童の職業指導を行うことができる。但し、この場合、児童が当該事業場から受けとる金銭の用途については、これを貯金させる等有効に使用するよう指導しなければならない。

(児童と起居をともにする職員等)

第四十七条 養護施設の長は、児童指導員及び保母のうち少くとも一人を児童と起居をともにさせなければならない。

(養護施設における、児童の養護に支障がない場合には、養護施設の長及び前項の児童指導員又は保母と起居をともにしなければならないやむを得ない事情のある者は、これを児童と起居をともにさせることができる。但し、政府又は市町村の設置する養護施設にあつては次に掲げる者に限る。)

一 前項の児童指導員の妻

二 前項の児童指導員又は保母の子であつて、満二十才に満たない者
三 前項の児童指導員又は保母の父母
四 前項の児童指導員又は保母と起居をともにしなければならないやむを得ない事情のある者であつて、行政主席の許可を得た者

3 前項に掲げる者は児童の養護に協力しなければならない。

第四十八条 生活指導のため児童に作業を行わせるときは、入所している児童と同性、かつ、同年令であつて起居をともにする者に作業を行わせるときに比し過重であつてはならない。

(保護者等との連絡)

第四十九条 養護施設の長は、児童の通学する学校、児童の保護者及び必要に応じ当該児童を取り扱つた児童福祉司又は社会福祉主事と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

(備える帳簿)

第五十条 養護施設には入所している児童の氏名、年令、生活歴、入所中に行つた養護等に関する記録する帳簿(児童票及び別表第三号様式)を備えなければならない。

第六章 盲ろうあ児施設 (設備)

第五十一条 盲ろうあ児施設には、盲ろうあ児の日常生活、これらの児童

に対する診察及び職業指導並びに百
るうあ児施設の事務執行に必要な設
備を設けなければならない。

第五十二条 百るうあ児施設には、児
童の居室、講堂、映写室、遊戯室、
職業指導に必要な設備、調理室、浴
室及び便所を設けること。

一 児童の居室の定員はこれを十五
人以下とし、その面積は、一人に
つき〇・七五坪以上とする。

二 百るうあ児施設においては、階
段の傾斜をゆるやかにする外、浴
室及び便所の手すり、盲児等に
おける特殊標示等身体の機能の不自
由を助ける設備を設けること。

三 便所の数は男子十五人につき大
便所及び小便所各一以上、女子十
五人につき一以上とする。

四 児童三十人以上を入所させる百
るうあ児施設には、医務室及び静
養室を設けること。

五 満十才以上の児童を入所させる
ときは、男子と女子の居室は、別
にする。

(備える医薬品)
第五十三条 百るうあ児施設には、必
要な医療器具、医薬品及びほか、帯材
料を備えなければならない。

(職員)
第五十四条 百るうあ児施設には嘱託
医、児童指導員、保母、看護婦及び
事務職員を置かなければならない。
二 百るうあ児施設において、百兒の
指導を主とする児童指導員は赤字を

解する者でなければならない。

3 百兒の児童指導員、保母の総数
は、通じておむね百兒七人につき
一人以上とする。百るうあ児の場合
は児童十人につき一人以上とする。

4 職業指導を課する場合には、職業
指導員を置かなければならない。

(入所した児童の健康診断)
第五十五条 児童が百るうあ児施設に
入所したときは、第十三条第一項に
規定する健康診断を行い、その際、
特に百るうあ児の原因及び機能障害の
状況を精密に診断し、治療の可能な
者についてはできる限り治療しなけ
ればならない。

2 前項の健康診断をした医師は、そ
の結果必要な事項を入所した者の健
康を記録する表に記入しなければならない。
(生活指導及び職業指導)
第五十六条 百るうあ児施設における
生活指導及び職業指導は、養護施設
におけるそれらの事項に関する規定
を準用する。

(保護者との連絡)
第五十七条 百るうあ児施設の長は、
児童の保護者に児童の精神的、肉体的
の発達を理解せしめるとともに、児
童の通学する学校及び必要に応じて当
該児童を取り扱った児童福祉司又は
社会福祉主事あるいは身体障害者福
祉主事と常に密接な連絡をとり、児
童の生活指導及び職業指導につき、
その協力を求めなければならない。

(備える帳簿)
第五十八条 百るうあ児施設には、入
所している児童の氏名、年令、生活
歴、入所中に行つた保護、指導等に
関し記録する帳簿(児童票及び別表
第三号様式)を備えなければならない。
い。

第七章 教 護 院
(設備)
第五十九条 教護院には、児童の日
常生活、児童に対する生活指導、学
科指導及び職業指導並びに教護院の
事務執行に必要な設備を設けなけれ
ばならない。

(設備の基準)
第六十条 教護院の設備の基準のう
ち、学科指導に必要な設備について
は、小学校、中学校又は養護学校の
設備の設置基準に関する教育法の規
定をその他の設備については、養護
施設の設備の基準に関する規定を準
用する。但し、男子と女子の居室
は、別にしなければならない。

(備える医薬品)
第六十一条 教護院には必要な医療器
具、医薬品及びほか、帯材料を備えな
ければならない。

(職員)
第六十二条 教護院には教護(教護院
において児童の教護を行う者とい
う。以下同じ)教母(教護院におい
て、児童の保護を行う女子をいう。
以下同じ)、嘱託医並びに事務職
員を置かなければならない。

2 職業指導を課する場合には、職業
指導員を置かなければならない。

3 教護及び教母の総数は、通じてお
むね百兒八人につき一人(ケース
ワーカーを含む)以上とする。
(教護院の長の資格)
第六十三条 教護院の長は、次の各号
の一に該当する者でなければならない。
い。

一 教護の職にあつた者等児童の教
護事業に五年以上従事した者

二 児童の教護事業に関し特別の学
識経験を有する者であつて、行政
主事が適当と認定したもの
(教護の資格)
第六十四条 教護は次の各号の一に該
当する者でなければならない。
一 行政主事の指定する教護を養成
する学校その他の養成施設を卒業
した者

二 大学の学部で、心理学、教育学
又は社会学を修め、学士と称する
ことを得る者
三 教育法の規定による高等学校を
卒業した者若しくは通常の課程に
よる十二年の学校教育を終了した
者(通常の課程以外の課程により
これに相当する学校教育を終了し
た者を含む)又は日本におい
て、文部大臣がこれと同等以上
の資格を有すると認定した者であ
つて、四年以上児童福祉事業に従
事した者

四 教育法の規定により、小学校、

中学校又は高等学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上学校教育又は児童の福祉事業に従事した者

五 児童福祉事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、行政主席が適当と認定した者

(教母の資格)

第六十五条 教母は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 保母の資格を有する者

二 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、行政主席が適当と認定した者

(生活指導、学科指導及び職業指導)

第六十六条 教護院における生活指導、学科指導及び職業指導は、児童の社会的、精神的、肉体的障害を除いて、正しく発達させることを目的としなければならない。

2 学科指導には、教育法の規定による学習指導要領を準用する。

3 生活指導及び職業指導には、養護施設におけるそれらの事項に関する規定(第四十五条及び第四十六条)を準用する。

(児童と起居をともにする職員等)

第六十七条 教護院の長は、教護及び教母のうち少くとも一人を児童と起居をともにさせなければならない。

2 教護院においては、児童の教護に支障がない場合には、教護院の長及び前項の教護又は教母と起居をともにしなければならない。やむを得ない事情のある者は、これを児童と起居をともにさせることができる。但し、次に掲げる者に限る。

一 前項の教護の妻

二 前項の教護又は教母の子であつて満二十才に満たない者

三 前項の教護又は教母の父母

四 前項の教護又は教母と起居をともにしなければならないやむを得ない事情のある者であつて、行政主席の許可を得たもの

8 前項に掲げる者は、児童の教護に協力しなければならない。

第六十八条 生活指導のため児童に作業を行わせるときは、入所している児童と同様かつ同年令であつて起居をともにする者に作業を行わせるときに比し過重であつてはならない。

(保護者等との連絡)

第六十九条 教護院の長は、児童の保護及び必要に応じ当該児童を取り扱つた児童福祉司又は社会福祉主事と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第七十条 教護院においては、入所している児童を適切に教護するため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価を行わなければならない。

(備える帳簿)

第七十一条 教護院には入所している児童の氏名、年令、生活歴、入所中

に行つた教護等に関し記録する帳簿(児童票及び別表第三号様式)を備えなければならない。

附 則

(施行の期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(高等学校、大学の意味)

第二条 第四十四条第三号及び第六十条第四号第三号にいう教育法の規定による高等学校は、中等学校令の規定による中等学校を含むものとする。

2 第四十四条第二号及び第六十条第二号にいう大学は、大学令の規定による大学を含むものとする。

(経過規定)

第三条 この規則施行の際、現に児童福祉施設において、その長、保母、児童厚生員、児童指導員、教護又は教母の業務を行つた者は、この規則の規定にかかわらず一九五七年十二月三十一日までなおその業務に従事することができる。

2 この規則施行の際、現に存する児童福祉施設であつて、土地の状況その他特別の事由により、その設備及び職員の数につき、この規則で定める規定により難いときは、当該児童福祉施設は一九五七年六月三十日まで、これによらないことができる。但し、政府以外の者の設置する児童福祉施設においては、行政主席の認可を受けなければならない。

3 この規則施行の際、現に存する政

府以外の者の設置する児童福祉施設は、この規則施行の日から六ヶ月間は、その設備及び職員の数につき、前項但書の認可があつたものとみなす。

第四条 この規則施行の際、現に存する保育所であつて、第二十七条第二号、第三号及び第六号に定める基準により難い事情があるときは、この規則施行後六ヶ月以内に、行政主席に事情を具申しなければならない。

2 前項の具申があつたときは、行政主席は、中央児童福祉審議会の意見を聞き、その具申に相当の理由があると認めるときは、一定の期間を限り第二十七条第二号、第三号及び第六号に定める基準によらないことができる。

縦 約十五種

身体検査票

氏名	検査年月日	性別	年月日生	年月日
身長	体重			
胸	高			
坐	養			
背	整			
脊	病			
柱	郭			
視力	右			
屈折異常	左			
色	右			
眼	左			
聴力	右			
耳	左			
皮膚	病			
ツレリク反	応			
ツレリク反	定			
その他の疾病				
概	評			
主なる既往症				
予防接種	種			
検査	医			
備考				

別表 第一号様式

縦 約十五種

証明書

第 号

施設の所在地

施設の種類

施設の設置者

施設の管理者

右はその設備及び運営が児童福祉施設最低基準を遵守し、〇として適格であることを証明する。

行政主席

児童福祉会又は
検査員の姓名

氏 名

印

行政主席の印

註 〇とは児童福祉施設の種類の記入すること。

別表 第一号様式

別表第三号様式

療養名		施設名	
児童票 No.	氏名	性別	生 日
	入寮日	年 月 日	年 月 日
寮前 入直	退寮日	年 月 日	年 月 日
担当者	年月日	記 事	

寮舎担当の児童指導員又は保母は日常の育成状況の主なるものを記入する（記事の不足分は別紙として継続する）

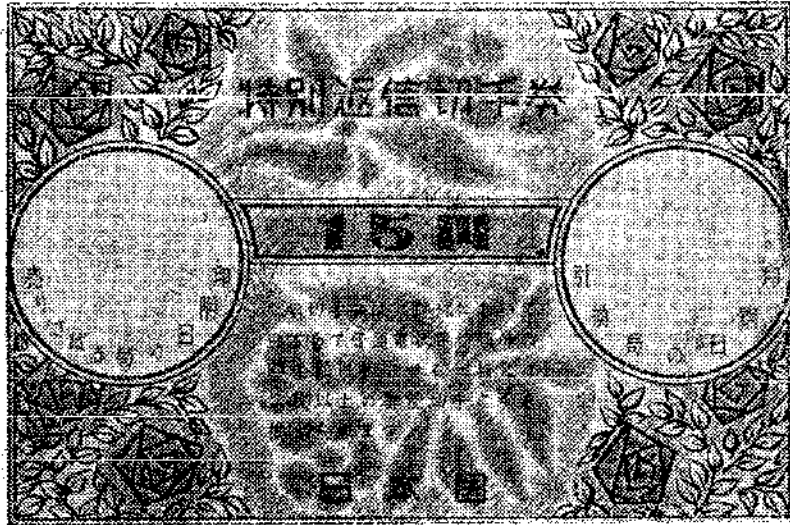
別表第四号様式

保 育 口 誌 ○○保育園 組

保育実況 欠席児童名とその理由	男 児	在 籍	出 席	欠 席
	女 児			
	合 計			
	特別な出来事			
反 省				

告 示

○告示第百五十八号
 一九五六年七月一日から日本において次の様式の特別逓信切手券を発行したので、外国郵便規則(一九五五年規



則第三十五号)第五十六条の二の規定によつて告示する。
 一九五六年七月十三日
 行政主席 比嘉 秀平
 様 式
 特別逓信切手券

○告示第百五十九号
 建築基準法(一九五二年立法第六十五号)第五条第一項第四号の規定により建築物について同条第一項の建築主

事の確証を受けなければならない地域を次のとおり指定する。
 一九五六年七月十三日
 行政主席 比嘉 秀平
 一、石川市 一区、九区の全域

登 記 公 告

一、与那原町 港区、中島区、新島区の全域、与原区、浜田区、森下区、江口区、板良敷区、当添区の十三号線及び四十四号線に面する一部

合名会社設立

但し、社員の総意により伸縮することができる。
 右一九五六年六月拾四日登記
 宮古登記所

合名会社設立

- 一、商号 上野運輸合名会社
- 一、本店 宮古郡上野村字新里九拾参番地
- 一、目的 陸上運送業
- 一、設立の年月日 昭九五年五月廿日
- 一、代表社員の氏名 新里 松吉

一、社員の氏名住所出資の種類及び価格並に履行をなしたる部分
 上野村字新里九拾参番地
 一、金四万八千円也 全部履行 新里 松吉

一、金五万円也 全部履行 新里 昌務
 上野村字宮岡六百拾四番地
 一、金五万壹千円也 全部履行 砂川 純吉

上野村字上野千四百九拾参番地
 一、金四万七千円也 全部履行 砂川 昌高

上野村字野原七拾参番地
 一、金五万四千元也 全部履行 砂川 昌高

一、存立の時期又は解散の事由 設立の日より満式拾年

合名会社設立

- 一、商号 城辺運輸合名会社
- 一、本店 宮古郡城辺町字比嘉参百貳番地
- 一、目的 陸上運送業
- 一、設立年月日 昭九五六年参月拾日
- 一、代表社員の氏名 松茂良興吉

一、社員の氏名住所出資の種類及び価格並に履行をなしたる部分
 城辺町字比嘉参百貳番地
 一、壹九五〇年式トヨタトラック壹台 此の価格金五万五千元也
 一、金五千元也 全部履行 松茂良興吉

合計金六万円也 全部履行 松茂良興吉
 城辺町字福里貳百拾参番地
 一、壹九参八年式シボレットラック壹台 此の価格金四万五千元也
 一、金五千元也 全部履行 友利 寛英

合計金四万五千元也 全部履行 友利 寛英
 城辺町字福里貳百拾参番地
 一、壹九参九年式トヨタトラック壹台 此の価格金四万五千元也
 一、金八千元也 全部履行 川満 寛昌

合計金五万円也 全部履行 川満 寛昌

一、存立の時期又は解散の事由
設立の日より滿式拾年
但し、社員の総意により伸縮するこ
とができる。

右巻九五六年六月式拾壹日登記
宮古登記所

◎支配人変更

一、支配人の氏名住所

コザ村センター区式拾班
山田 親民

一、主人の氏名住所

那覇市東町壹丁目拾番地
琉球銀行

一、支配人を置きたる場所

コザ村センター区式拾班

一、登記の事由

巻九五六年七月巻日内政局告示第百
五拾壹号により同日コザ村をコザ市
に改称されるに伴い支配人の住所並
に支配人を置きたる場所を左記の通
り変更した。

支配人の住所

コザ市センター区式拾班

支配人を置きたる場所

コザ市センター区式拾班

右巻九五六年七月五日登記

胡差登記所

琉球協同組合法制定に伴う農業

団体整理等に関する立法に因る

農業会回復登記

一、名称 読谷農業会

一、主たる事務所 読谷村波平区壹班

一、地区区域 読谷村壹町

一、目的 農業に関する施策に即応し
農業の整備発達を図り其会員の農業
及経済の発達に必要な事業を行う
ことを目的とす。

一、理事の住所氏名

読谷村字座喜味参千七百拾四番
地

理 事 島袋龍次郎

読谷村字大灣四百式拾番地

理 事 宮城 栄豊

読谷村字伊良皆百七拾六番地

理 事 伊波 盛助

読谷村字楚辺六番地

理 事 伊波 俊昭

一、監事の住所氏名

読谷村字宇座六拾五番地

監 事 山内 昌延

読谷村字伊良皆五百式番地

監 事 伊波 栄純

一、資産総額

金拾四万四千八百四拾五円也

一、認定の年月日

巻九五六年五月四日

右巻九五六年六月参拾日登記

胡差登記所

発行所

行政主席官房文書課

(中丸印刷所印行)